

# 〈⑥成果有体物の取り扱いについて〉

## 【成果有体物とは】

役職員等が大学の業務として作製した有体物で、学術的・技術的価値を有するもの。  
成果有体物を外部機関に提供する、もしくは外部機関から提供を受ける場合、以下の手続き後、当該外部機関と成果有体物提供契約(MTA)を締結する必要があります。

### 1. 遺伝子組換え実験等の手続き

成果有体物が「遺伝子組換え生物等」である場合、遺伝子組換え生物等の実験計画の承認を得たうえで、遺伝子組換え生物等の譲渡の際に先方へ提供した情報提供書(国外譲渡の場合は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」第37条に基づく様式12)・譲受の際に先方から提供を受けた情報提供書を、学長宛に提出する必要があります。

(担当: 研究企画課総務・管理グループ kenkik.som@jim.titech.ac.jp)

### 2. 安全保障輸出管理の確認

成果有体物を海外へ搬出する場合、安全保障輸出管理上の確認が必要です。

(担当: 国際部国際連携課総務グループ stc.soudan@jim.titech.ac.jp)

### 3. 海外からの遺伝資源の提供を受ける場合の確認

海外からの遺伝資源の入手に関しABS手続きが必要です。詳細については、以下URLをご参照ください。

ABS (Access and Benefit Sharing) とは: [http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs\\_tft/](http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/) (ABS学術対策チームHP)

(担当: 産学連携課知的財産グループ san.chi@jim.titech.ac.jp)

### 4. 成果有体物の譲渡・譲受の手続き

本学提供: 成果有体物届出書の提出, 先方提供: 先方が希望する場合, MTA締結が必要です。

(担当: 産学連携課知的財産グループ san.chi@jim.titech.ac.jp)

	遺伝子組換え生物		遺伝子組換え生物でない	
	国内	海外	国内	海外
本学提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡に伴う情報提供書の提出 (成果有体物は、遺伝子組換え実験計画の承認済みであること)</li> <li>成果有体物届出書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡に伴う施行規則第37条に基づく様式12の提出 (成果有体物は、遺伝子組換え実験計画の承認済みであること)</li> <li>安全保障輸出管理の確認</li> <li>成果有体物届出書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果有体物届出書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全保障輸出管理の確認</li> <li>成果有体物届出書の提出</li> </ul>
先方提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺伝子組換え実験計画の承認</li> <li>譲受に伴う情報提供書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺伝子組換え実験計画の承認</li> <li>譲受に伴う情報提供書の提出</li> </ul>		